

大阪大学産業科学研究所企業リサーチパーク利用専門委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所施設委員会内規第6条第3項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所企業リサーチパーク利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、企業リサーチパークの利用に関し必要な事項について審議する。

2 専門委員会は、前項の審議事項のうち企業リサーチパークの利用の許可に関する事項について、審議の結果を産業科学研究所施設委員会委員長に報告し承認を得る。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 産学連携室長
- (3) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (4) 産業科学研究所の専任教授 若干名
- (5) 新産業創成研究部門特任教授 1名
- (6) 財団法人産業科学研究協会理事長
- (7) 財団法人産業科学研究協会理事又は評議員 若干名
- (8) 財団法人産業科学研究協会事務局長
- (9) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号、第5号、第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ等)

第6条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成21年5月28日から施行する。

2 この内規の施行後最初に選出される第3条第1項第3号、第4号、第6号及び第8号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月22日から施行する。

2 この改正施行の際現に在任中の第3条第1項第4号、第5号、第7号及び第9号の委員の任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 第3条第1項第4号の委員のうちこの改正施行後最初に産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた委員の任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。